

業務委託契約書

1 委託業務の名称	津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託
2 委託契約の期間	平成29年 月 日から 平成32年 3月16日まで
3 契約金額	円 (うち、消費税及び地方消費税相当額 円)
4 契約保証金	円 津山市契約規則第35条第1項 号に基づき免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

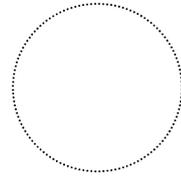
この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 岡山県津山市山北520番地
津山市
津山市長 宮地 昭 範 印

受託者 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印



業務委託約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、別添2の仕様書及び受託者が提出した企画提案書(以下「仕様書等」という。)に従い、津山市契約規則(平成6年津山市規則第5号)及び関係法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

3 受託者は、契約書記載の委託業務(以下「業務」という。)を契約書記載の委託契約の期間(以下「履行期間」という。)内に履行するものとし、委託者は、その契約金額を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 受託者は、契約金額が200万円以上の場合においては、契約の締結と同時に、津山市契約規則第34条に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第35条各号のいずれかに該当する場合、委託者は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

なお、受託者が同規則第35条に定めるとおり、担保等をもって契約保証金に変えることができる。

(権利義務の譲渡)

第3条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面で委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承認を得たときはその限りではない。

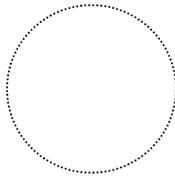
(委託業務の調査等)

第5条 委託者は、必要と認めるときには、受託者に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面により定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議し定める。



(履行期限の延長)

第 7 条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務が完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、委託者と受託者で協議し定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第 8 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議し定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 9 条 受託者の責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務が完了することができない場合において、委託者が認める期間内に完了する見込みがあるときは、委託者は、遅延料を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延料は、延長日数 1 日につき業務委託料の 1,000 分の 2 以内の額とする。

(検査及び引渡し)

第 10 条 受託者は、業務委託を完了したときは、遅滞なく委託者に対してその旨を通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に成果品等についての検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、手直し又は成果品について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該手直し又は補正を行い、委託者に手直し完了を通知の上、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく、当該成果品等を委託者へ引き渡すものとする。

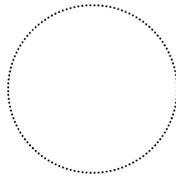
(委託料の支払い)

第 11 条 受託者は前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して、適性な書類をもって委託金額の支払いを請求するものとする。なお、その際の支払額は別添 1「支払予定表」によるものとする。

2 委託者は、前項の支払い請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(違約金)

第 12 条 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者が契約を解除したときは、受託者は委託金額の 10 分の 1 を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。



(秘密の保持)

第 13 条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等も含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

(解除権の行使事由)

第 14 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 第 3 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は契約を締結する支店若しくは事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号。以下「排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

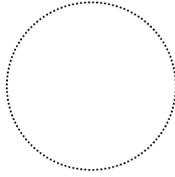
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に委託者が受託者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結をしたと認められるとき。

リ 受託者が、イからへまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約



の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項に規定する場合のほか、委託者は、業務が完了するまでの間、必要がある場合は、この契約を解除することができる。
- 3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定により委託内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第6条の規定による委託業務の一時中止期間が履行期間の3分の2（履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

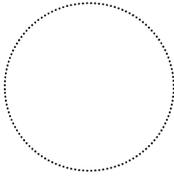
（解除の効果）

第15条 前条の規定により、この契約が解除された場合には、第1条に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 前条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第2条第1項に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 委託者は、前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

（解除に伴う措置）

第16条 受託者は、第14条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。



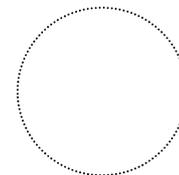
2 前項に規定する措置の期限，方法等については，この契約の解除が第 14 条第 1 項によるときは委託者が定め，同条第 2 項又は第 3 項の規定による場合は受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとする。

(消費税及び地方消費税相当額の取り扱い)

第 17 条 税法の改正により，消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合には，当該改正税法施行日以降における本契約に係る消費税等相当額は，変動後の税率により計算した額とする。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については，必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。



支 払 予 定 表

1. 履行期間における年度別支払い予定額は、次のとおりとする。

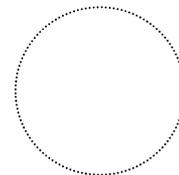
年度	年度別支払予定額 (うち、消費税及び地方消費税相当額)	備考
平成29年度	円 (円)	
平成30年度	円 (円)	
平成31年度	円 (円)	
合計	円 (円)	

2. 委託者は、予算の都合等、必要がある場合は、支払予定額を変更できるものとする。

3. 委託者が支払予定額を変更する場合は、受託者に通知する。

4. 消費税及び地方消費税相当額については、第17条の規定により取り扱う。

津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託仕様書



1 業務名称

津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託

2 業務の目的

津山市内に所在する多種多様な文化財をその周辺環境まで含めて総合的に把握し、津山市の歴史と文化をまちづくりに活かすための適切な保存と活用の在り方を示す、津山市歴史文化基本構想及び津山市文化財保存活用計画（以下、「基本構想等」という。）を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 16 日まで

4 業務内容

審議会の協議用資料及び議事録の作成

審議会は年 2 回程度開催予定（資料印刷は津山市が行う。）

文化財関連資料の調査並びに文化財の現地調査

基本構想等策定に必要な資料調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、現状を把握する。ただし、基本的な資料は、津山市で収集しているので、契約後、速やかに資料を引き渡す。なお、これ以外に必要な資料がある場合は、両者協議を行い、津山市で対応できないものについては、受託者が資料収集すること。

地域住民による文化財調査に関する補助業務

ここでいう地域住民による文化財調査とは、住民主体の団体を 2～3 指定したうえで、地域を指定し、実験的に悉皆調査を行うことを想定しており、その他の地区については、地域住民からの聞き取り調査を行うことを想定している。

基本構想等の素案の検討・作成

庁内検討会議の協議資料の作成

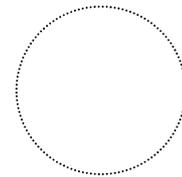
庁内検討会議は年 2 回程度開催予定。基本的に受託者は出席を要しないが、受託者が必要と判断する場合は、参加することを妨げない。

シンポジウム等開催に関する業務

基本構想等の周知や啓発等を図るため、シンポジウム等の企画開催を行うこと。なお、津山市が毎年 1 回（例年 3 月）開催をしている「文化財報告会」の活用も可能。この場合、津山市の予算の範囲内で、講師謝金、旅費および会場使用料を津山市が負担する。

本事業に関するアンケート調査。なお、「文化財報告会」の活用も可能。

本業務の成果を「津山市歴史文化基本構想・津山市文化財保存活用計画」として印



刷製本を行い提出すること。

(印刷・製本の仕様) カラー, 並製本, 300部
の電子データ(PDF)の提出
その他, 基本構想等の策定に必要な業務

5 業務状況報告書の提出

各年度の業務状況をまとめ, 毎年の3月15日(土・日曜日及び祝祭日の場合はその前日)までに遅滞なく提出すること。提出部数は, A4カラー印刷で正副各1部及び電子データ(PDF)

6 委託料の支払いについて

各年度における支払については, 5の「業務状況報告書」を提出の後, 津山市の確認を終えたうえで, 契約金額に1/3を乗じた額(千円未満切り捨て)を平成29年度, 平成30年度に支払い, 残額は平成31年度に支払うものとする。

7 特記事項

業務の履行に際しては, 津山市と十分な協議を行うこと。

この基本構想等の策定にあたり開催される津山市歴史文化基本構想等審議会に, コンサルタントとして出席すること。

本業務によって得られた成果物に関する一切の権利は津山市に属するものとする。成果物に既存著作物などが含まれる場合には, 請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

業務は, 文化庁が定める「歴史文化基本構想策定技術指針」及び「歴史文化基本構想策定ハンドブック」に沿った策定手順で行うこと。

「歴史文化基本構想」には下記の項目について定めることとする。

ア. 「歴史文化基本構想」策定の目的, 行政上の位置付け

イ. 地域の歴史文化の特徴

ウ. 文化財把握の方針

エ. 文化財の保存・活用の基本の方針

オ. 関連文化財群の考え方

カ. 歴史文化保存活用区域の考え方

キ. 保存活用(管理)計画の考え方

ク. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

ケ. 「歴史文化基本構想」等の策定・見直しについての考え方

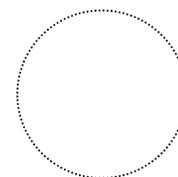
基本構想等の策定に当たっては, 下記の点について特に留意すること。

1. 文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携

2. 文化財に関わる他の制度・施策との連携

3. 地域づくりにおける住民等との協働体制の視点

4. 災害時等に文化財を守るための体制整備等の視点



談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。
(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 津山市(以下「委託者」という。)は、契約の相手方(以下「受託者」という。)
(受託者が共同企業体である場合は、その代表者又は構成員)が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このために受託者に損害が生じても、委託者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条または第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項若しくは第8条の3の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第10項若しくは同項を準用する第8条の3の規定の適用によって課徴金の納付を命じなかったとき。
- (3) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6(談合罪)又は同法第198条(贈賄罪)又は独禁法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、前項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、請負代金額の10分の1に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。

3 受託者が前項の違約金を委託者が指定する期限までに支払わないときは、受託者は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

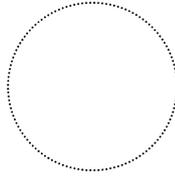
4 前2項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違約金又は遅延利息を連帯して委託者に支払わなければならない。

5 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 第1項の規定による契約解除に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る違約金の支払)

第3条 受託者は、契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。



- 2 前項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は、委託者の生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員は、違約金及び賠償金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。